

## IV 計画の展開



# 1 子どもの育ちを支えます

## (1) 子どもの最善の利益を支えます

国連は1989年に「子どもの権利に関する条約」を採択しました。この条約は、子どもは一方的に守られたり、支えられるだけの対象ではなく、自らが伸びやかに育っていく権利主体者であることを明確にしています。

さらに国連は、2001年から2010年を「世界の子どものための平和と非暴力の文化を進める国際10年」と定めています。国連の宣言に則り、この10年以内に子どもを戦争その他の暴力から守るための国際的な枠組みづくりをすすめることが求められます。

市では、子どもの権利を保障し、健やかな成長・発達を願って「小金井市子どもの権利に関する条例」を平成21年3月に制定しています。今後は、この権利条例の中身について市民への周知を図り、すべての子どもが自分の持っている権利を認識し、理解できるようになることは重要な課題です。子どもが、自らの育つ力を発揮するために、意思表示・表明の機会を広げ、地域社会の一員として尊重され、自己実現に必要な支援を十分得られる環境を整えます。

また、子どもの権利が育まれる社会環境づくりをすすめ、子どもを虐待から守り、子どもの最善の利益を支える地域づくりを子どもとともにすすめます。

### ①子どもの視点から計画全体を推進する体制を築きます

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H20年度)	目標値・実施内容 (H22～26年度)	評価の方法
1	推進体制の充実 と関係者の連携・協働	子育て支援課  児童青少年課	子どもと保護者、市民	「のびゆくこどもプラン 小金井」の推進体制を充実させ、市民の声を反映させる仕組みを検討する。	子育て支援課／推進連絡会4回開催  児童青少年課／部会の開催	推進連絡会の充実 庁内推進体制の再検討 点検・評価の仕組みを検討	会議の開催回数 PDCAサイクルの確立

## ②子どもの権利を尊重します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H20年度)	目標値・実施内容 (H22～26年度)	評価の方法
1	子どもの権利を尊重する社会環境づくり	児童青少年課  その他関係各課	市民	「子どもの権利に関する条例」についての広報活動を実施する。	平成21年3月12日に条例が制定されたため未実施。 平成21年度に検討部会を開催しパンフレットを作成のうえ、市立小中学校に配布する予定。	検討部会において今後のパンフレット活用方法等を検討。また、市報などを通じて周知を図る	
2	子どもオンブズパーソン	児童青少年課	子ども	子どもの声を聞き「子どもにとっていちばんいいこと」を一緒に考えて考えるオンブズパーソン(公的第三者機関)を設置する。	未実施	実施を含め検討	
3	子どもの人権講座	公民館	市民	ありのままの子育て、子どもの権利に関する条例、不登校、特別支援教育、子どもの居場所、小金井の子育て等の問題について語り合う講座を開催する。	6回開催、174人	継続	参加者数



③子どもの社会参加を推進し、意見の表明など子どもの自己実現を応援します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H20年度)	目標値・実施内容 (H22～26年度)	評価の方法
1	子どもの意見表明の場の設定と意見の反映	児童青少年課 指導室	子ども	子どもの考え方や意見を表明できる場を作り、反映する。児童館内に意見箱を設置。青少年議会や大人との懇談会を開催する。	児童青少年課／各児童館に設置。意見なし 指導室／青少年(中学生)議会8/28実施、市立中学校代表者32人参加	児童青少年課／継続 指導室／継続	児童青少年課／投書数 指導室／参加人数、質問件数
2	子どもの公共施設の利用	児童青少年課 公民館 生涯学習課 生涯学習課(スポーツ振興係) その他関係各課	子ども	児童館や公民館、体育館等、子どもだけでも利用できる公共施設の充実を図る。	児童青少年課／継続 公民館／東分館(団体利用室)本町分館(元図書室)貫井南分館(元図書室)上記以外の施設利用については、小学生:親の承諾書および保護者1人同伴、中学生:親の承諾書が必要 生涯学習課／土曜日・日曜日・祝日・春季・冬季休業中の市立小学校9校の校庭開放を実施(午前8:30～12:30、午後13:00～17:00。12月から2月の冬季は午前12時まで、午後は12:30～16:00まで) 生涯学習課(スポーツ振興係)／中学生以下57,976人 その他関係各課／未実施	児童青少年課／継続 公民館／継続 生涯学習課／継続 生涯学習課(スポーツ振興係)／継続 その他関係各課／検討	児童青少年課／来館者数 生涯学習課／参加人数 生涯学習課(スポーツ振興係)／人数

#### ④子どもへの虐待や犯罪を防止します

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	現況 (H20年度)	目標値・実施内容 (H22～26年度)	評価の方法
1	虐待対応事業	子育て支援課	子どもと保護者、関係機関	子どもを虐待から守るため、児童相談所や民生・児童委員、警察署、その他関係機関とのネットワークを強化し、関係改善が必要な親子へのサポートなどを行う。緊急の事例に関しては、児童相談所と協議し、一時保護につなげる。	子ども家庭支援センターを核として連携実施 相談件数266件 平成19年10月に先駆型へ移行。要保護児童対策地域協議会を設置し、他機関とのネットワークを築く(代表者会議1回、実務者会議3回、ケース検討会43回)	推進 調整機能の強化	協議会の開催回数
2	虐待防止啓発事業	子育て支援課  指導室	子どもと保護者、市民など	子どもが自分自身の心と身体を守る方法を学ぶとともに、虐待防止のマニュアル作成や早期発見に向けたキャンペーン、虐待を防ぐための相談を行う。	子育て支援課/子ども家庭支援センター、児童相談所、関係機関と連携協力しながら実施。  指導室/人権教育推進資料(人権教育の計画づくり)作成・配布	子育て支援課/ 平成21年度に虐待防止マニュアルを作成し啓発を行う  指導室/継続	子育て支援課/キャンペーンの実施状況
3	子どもを犯罪から守る防犯対策	地域安全課  保育課  教育委員会(学校教育部)  児童青少年課	子ども	学校、保育所や学童保育所などでの防犯対策に努め、ボランティアによる市内パトロールなど、子どもが安心して過ごせるまちづくりを行う。	地域安全課/自主防犯活動団体に防犯資機材支給(延べ14団体、390個の資機材を支給)、青色回転灯装置を2台、青色回転灯装置による職員防犯パトロール、こがねい安全・安心メール配信、子どもを見守る家(カンガルーのポケット)協力者講習会を2回開催・参加者55人、小金井安全・安心まちづくり協議会実施  保育課/非常通報装置を各園に設置。民間保育所では、警備員の配置や防犯カメラを設置している園もある。防犯パトロールは未実施  教育委員会(学校教育部)/学校の門の施錠の徹底、防犯ブザーの貸与、小中学校での地域安全マップ作り  児童青少年課/非常通報装置・防犯グッズ(さすまた)等全施設に配置。また、職員を対象としたさすまた講習会を実施。	地域安全課/充実 平成21年度より「こきんちゃんあいさつ運動」を実施  保育課/継続  教育委員会(学校教育部)/継続  児童青少年課/継続	地域安全課・保育課・教育委員会・児童青少年課/犯罪件数の減少
4	薬物・IT関連の被害予防のセーフティ教室	指導室	小学生、中学生	小金井警察署担当官を講師に迎え、薬物、インターネットを利用する際に起きる被害、加害(出会い系サイト、ネット犯罪、チャットやメール、掲示板への書き込みなど)の他人への中傷など)について学び、犯罪を防止する。	セーフティ教室を小・中学校全校実施。薬物乱用防止教室・インターネット犯罪被害防止教室の実施	継続	実施学級数